

基本利用料金表（月額30日：概算）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①ユニット型 介護福祉施設サービス費Ⅰ		652単位	720単位	793単位	862単位	929単位
第4段階 第1～第3段階 以外の方	1割負担	19,860	21,900	24,150	26,220	28,260
	(2割負担)	(39,690)	(43,800)	(48,270)	(52,440)	(56,520)
	(3割負担)	(59,520)	(65,700)	(72,390)	(78,660)	(84,780)
	食費	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
	居住費	60,180	60,180	60,180	60,180	60,180
	計	123,390	125,430	127,680	129,750	131,790
第3段階② 年金収入等 120万円超	自己負担	19,860	21,900	24,150	26,220	28,260
	食費	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
	居住費	39,300	39,300	39,300	39,300	39,300
	計	99,960	102,000	104,250	106,320	108,360
第3段階① 年金収入等 80万円超 120万円以下	自己負担	19,860	21,900	24,150	26,220	28,260
	食費	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
	居住費	39,300	39,300	39,300	39,300	39,300
	計	78,660	80,700	82,950	85,020	87,060
第2段階 年金収入等 80万円以下	自己負担	19,860	21,900	24,150	26,220	28,260
	食費	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
	居住費	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	計	56,160	58,200	60,450	62,520	64,560

単位：円

居住費（お部屋代） … 2,006円/日  
 補足給付※の対象となる方は、  
 第3段階②①の場合 … 1,310円/日  
 第2段階の場合 … 820円/日  
 となります。

食費（お食事代） … 1,445円/日  
 補足給付※の対象となる方は、  
 第3段階②の場合 … 1,360円/日  
 第3段階①の場合 … 650円/日  
 第2段階の場合 … 390円/日  
 となります。

※補足給付とは？

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成が行われます。（別世帯の配偶者も含んだ世帯全員が市町村民税非課税の場合が対象となります）  
 なお、上記の場合であっても、一定額以上の預貯金当がある場合、対象とならない可能性があります。詳細につきましては、お住まいの地域の役所（介護保険課）にご相談ください。

利用状況もしくは体制に応じて料金表とは別に下記加算のいずれかが算定されます。

- |                |               |                  |                 |
|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| ② 日常生活継続支援加算   | 46 単位/日       | ③ 看護体制加算Ⅰ（口）     | 4 単位/日          |
| ④ 看護体制加算Ⅱ（口）   | 8 単位/日        | ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅱ（口）   | 18 単位/日         |
| ⑥ 個別機能訓練加算Ⅰ    | 12 単位/日       | ⑦ 個別機能訓練加算Ⅱ      | 20 単位/月         |
| ⑧ ADL維持等加算Ⅰ    | 30 単位/月       | ⑨ ADL維持等加算Ⅱ      | 60 単位/月         |
| ⑩ 栄養マネジメント強化加算 | 11 単位/日       | ⑪ 療養食加算          | 6 単位/回（1日3回を限度） |
| ⑫ 口腔衛生管理加算Ⅰ    | 90 単位/月       | ⑬ 口腔衛生管理加算Ⅱ      | 110 単位/月        |
| ⑭ 経口移行加算       | 28 単位/日       | ⑮ 経口維持加算Ⅰ        | 400 単位/月        |
| ⑯ 経口維持加算Ⅱ      | 100 単位/月      | ⑰ 初期加算（入居から30日間） | 30 単位/日         |
| ⑱ 科学的介護推進体制加算Ⅱ | 50 単位/月       | ⑲ 安全対策体制加算       | 20 単位/1回を限度     |
| ⑳ 看取り介護加算Ⅰ     | 72~1,280 単位/日 |                  |                 |

（注）死亡日以前 31 日以上 45 日以下…72 単位 4 日以上 30 日以下…144 単位/日

死亡日の前日又は前々日…680 単位 死亡日…1,280 単位/日

- ㉑ 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・加算率 8.3%（1,000 分の 83）を乗じた単位数  
㉒ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・加算率 2.7%（1,000 分の 27）を乗じた単位数  
（㉑㉒共に）1 カ月当たりの総単位数（①～㉑の合計/月）に上記加算率を乗じた額が加算されます。
- ※ 北九州は「7 級地」であるので、1 単位=10.14 円となります。  
※ 介護報酬改定により加算や給付額、単位数、単価等々が変更になった場合、利用負担額もそれに  
応じて変更となります。

